

小規模建設事業場における労働衛生管理活動の実態

井奈波良一¹⁾²⁾，井上 真人¹⁾，黒川 淳一³⁾，岩田 弘敏²⁾

¹⁾ 岐阜大学医学部産業衛生学分野，²⁾ 岐阜産業保健推進センター，³⁾ 岐阜大学医学部スポーツ医科学分野

(平成14年11月25日受付)

要旨：小規模建設業における労働衛生管理水準を高める具体的な施策を進めるために役立てることを目的に、岐阜県内の規模10～30人として把握されている小規模建設事業場を対象として、労働安全衛生管理体制、管理活動の実態、腰痛等職業性疾病対策および快適職場づくりの取り組み状況に関するアンケート調査を実施した。労働安全衛生管理体制に関する項目のうち、どの事業場にも関係する項目で実施率が全体で50%以下であった項目は、「安全衛生に関する規定がある」(36.2%) および「関係者に対して救急蘇生の教育を実施している」(31.6%) の2項目であった。「有機溶剤作業主任者を選任している」、「酸素欠乏危険作業主任者を選任している」、「振動障害予防のための特殊健診を実施している」、「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」および「じん肺予防のための特殊健診を実施している」に該当する建設事業場の割合は、いずれも20%以下であった。小規模建設事業場における腰痛予防対策の実施率は極めて低率であり、「職場における腰痛予防指針を知っている」事業場の割合も6.6%にすぎなかった。小規模建設事業場における熱中症予防対策の実施率はかなり高く、特に「屋外作業場所において直射日光を遮ることのできる休憩場所を確保している」事業場の割合は79.9%に達していた。小規模建設事業場における健康保持増進措置の実施率は5.9%と極めて低率であった。また、職場の快適化に取り組んだ小規模建設事業場の割合は40.1%であった。以上の結果から、小規模建設事業場では、労働衛生管理上、特に、特殊健康診断の実施、腰痛予防対策の実施および健康保持増進措置の実施について改善する必要があると考えられる。

(日職災医誌 51：143—149, 2003)

—キーワード—

小規模建設事業場，労働衛生管理活動，職業病予防

1. はじめに

建設業における労働者数は、全労働者の約1割にすぎないが、労働災害については、全産業の休業4日以上、死傷災害の約25%、死亡災害の約40%を占めている¹⁾。建設業における労働災害の発生状況の特徴をみると、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占め、砂防・治山工事における土石流災害などのように一時に多数の労働者が被災し、社会的に注目される重大な災害が多発する状況にある¹⁾。また、近年、建設現場で腰痛、熱中症等が発生し、問題となっており、その対策も課題となっている²⁾。しかし、建設業における労働衛生管理活動は、他産業に比べて一般に低調である。したがって建設業に従事する労働者の健康確保対策を推進することは重

要な課題であり、労働省（現在の厚生労働省）も平成10年度を初年度とした第9次労働災害防止計画で建設業を重点対策業種のひとつに指定し、労働災害防止対策を推進しようとしている¹⁾。さらに第9次労働災害防止計画には労働者の健康確保対策のひとつとして快適な職場環境の形成を推進することが取り上げられている¹⁾。

そこで著者らは、建設業の店社と現場における労働衛生管理水準を高める具体的な施策を進めるために、岐阜県内の建設事業場を対象として、労働安全衛生管理体制、管理活動、腰痛等職業性疾病対策および快適職場づくりの取り組み状況の実態を把握するためのアンケート調査を実施した。

著者らは、平成10年度には事業場規模30人以上として把握されている建設事業場を対象としてアンケート調査を行い³⁾、その結果を学会等で報告してきた。その場で事業場規模をさらに下げて調査する必要性が指摘された。そこで、平成13年度には、調査する事業場の規模

を平成10年度より下げて、規模10～30人の建設事業場を対象にアンケート調査を実施したので報告する。

II. 対象と方法

岐阜県内の建設事業場のうち規模10～30人として把握している903事業場を対象に、平成13年9月中旬から11月上旬にかけ郵送による自記式のアンケート調査を実施した。このうち594の小規模建設事業場から回答を得た（回収率65.8%）。

アンケートの内容は、管轄監督署、事業場の規模、安全衛生管理体制に関する項目（安全衛生管理の基本方針の決定の有無、安全衛生推進者の選任の有無、安全衛生委員会等の設置の有無、定期健康診断の実施の有無、有機溶剤作業主任者および酸素欠乏危険作業主任者の選任の有無、振動障害、有機溶剤およびじん肺予防のための特殊健康診断の実施の有無等）、腰痛予防対策に関する項目、熱中症予防対策に関する項目、健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）の取り組みの有無、「快適職場づくり」の取り組み状況に関する項目および地域産業保健センターの認知度である。

有意差検定には、 χ^2 検定を用い、 $P < 0.05$ で有意差ありと判定した。

III. 結 果

回答を得た594の小規模建設事業場の規模別内訳は、1～9人が87事業場（14.6%）、10～19人が342事業場（57.6%）、20～29人が132事業場（24.2%）、30人以上が33事業場（5.6%）であった。

表1—1および表1—2に岐阜県の小規模建設事業場における労働安全衛生管理体制の現状を示した。どの小規模建設事業場にも関係する項目（表2—1—1）で実施率が全体で90%以上であった項目は、「定期の健康診断を実施している」（97.8%）のみであった。一方、実施率が全体で50%以下であった項目は、「関係者に対して救急蘇生の教育を実施している」（31.6%）および「安全衛生に関する規定がある」（36.2%）の2項目であり、「安全衛生に関する規定がある」事業場の割合については、事業場規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.01$ ）、最低が1～9人の事業場の26.4%、最高が30人以上の事業場の66.7%であった。また、「安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している」事業場の割合は、規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.01$ ）、全体で60.3%であり、最低が1～9人の事業場の39.1%、最高が30人以上の事業場の60.3%であった。「安全衛生推進者を選任している」事業場の割合は、規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.01$ ）、全体で77.3%であり、最低が1～9人の事業

表1—1 岐阜県の小規模建設事業場における労働安全衛生管理体制の現状（その1）

	事業場の規模				
	1～9人 (N = 87)	10～19人 (N = 342)	20～29人 (N = 132)	30人～ (N = 33)	全体 (N = 594)
安全衛生管理の基本方針を決定している	58 (66.7)	249 (72.8)	106 (80.3)	27 (81.8)	440 (74.1)
安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している**	34 (39.1)	203 (59.4)	95 (72.0)	26 (78.8)	358 (60.3)
安全衛生推進者を選任している**	53 (60.9)	262 (76.6)	113 (85.6)	31 (93.9)	459 (77.3)
安全衛生に関する規定がある**	23 (26.4)	119 (34.8)	51 (38.6)	22 (66.7)	215 (36.2)
安全衛生委員会等を設置している**	20 (23.0)	129 (37.7)	66 (50.0)	23 (69.7)	238 (40.1)
定期健康診断を実施している	83 (95.4)	334 (97.7)	131 (99.2)	33 (100.0)	581 (97.8)
定期健康診断の事後指導を実施している*	71 (81.6)	273 (79.8)	120 (90.9)	25 (75.8)	489 (82.3)
関係者に対して救急蘇生の教育を実施している	23 (26.4)	106 (31.0)	45 (34.1)	14 (42.4)	188 (31.6)
緊急連絡網を関係者に周知している	77 (88.5)	298 (87.1)	119 (90.2)	28 (84.8)	522 (87.9)

事業場数 (%)

事業場の規模の差：* $P < 0.05$, ** $P < 0.01$

表1—2 岐阜県の小規模建設事業場における労働安全衛生管理体制の現状（その2）

	事業場の規模									
	1～9人		10～19人		20～29人		30人～		全体	
	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)
有機溶剤作業主任者を選任している	42	4 (9.5)	155	16 (10.3)	64	5 (7.8)	17	4 (23.5)	278	29 (10.4)
酸素欠乏危険作業主任者を選任している	43	5 (11.6)	160	25 (15.6)	67	12 (17.9)	16	4 (25.0)	286	46 (16.1)
振動障害予防のための特殊健診を実施している*	43	5 (11.6)	154	5 (3.2)	67	2 (3.0)	16	3 (18.8)	280	15 (5.4)
有機溶剤中毒予防のための特殊健診を実施している*	42	2 (4.8)	155	4 (2.6)	64	4 (6.3)	17	3 (17.6)	278	13 (4.7)
じん肺予防のための特殊健診を実施している	42	7 (16.7)	160	14 (8.8)	66	8 (12.1)	17	4 (23.5)	285	33 (11.6)

事業場の規模の差：* $P < 0.05$

場の60.9%，最高が30人以上の事業場の93.9%であった。「安全衛生委員会等を設置している」事業場の割合は，規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.01$ ），全体で40.1%であり，最低が1～9人の事業場の23.0%，最高が30人以上の事業場の69.7%であった。「定期健康診断の事後指導を実施している」事業場の割合は，規模別の割合に有意差がみられ（ $P < 0.05$ ），全体で82.3%であり，最低が30人以上の事業場の75.8%，最高が20～29人の事業場の90.9%であった。

今回調査した小規模建設事業場のうち278事業場（46.8%）が有機溶剤作業を，286事業場（48.1%）が酸素欠乏危険作業を，280事業場（47.1%）が振動作業を，285事業場（48.0%）が粉じん作業を有していた（表2—1—2）。該当する作業を有している場合，「有機溶剤作業主任者を選任している」事業場の割合，「酸素欠乏危険作業主任者を選任している」事業場の割合および「じん肺予防のための特殊健診を実施している」事業場の割合は，規模別の割合に有意差はなく，全体でそれぞれ10.4%，16.1%，11.6%であった。振動作業がある場合，「振動障害予防のための特殊健診を実施している」事業場の割合は，規模別の割合に有意差がみられ（ $P < 0.05$ ），全体で5.4%であり，最低が10～19人の事業場の3.2%，最高が30人以上の事業場の18.8%であった。有機溶剤作業がある場合，「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」事業場の割合は，規模別の割合に有意差がみられ（ $P < 0.05$ ），全体で4.7%であり，最低が10～19人の事業場の2.6%，最高が30人以上の事業場の17.6%であった。

表2に岐阜県の小規模建設事業場における腰痛予防対策の実施状況を示した。「定期（6カ月毎）の腰痛健康

診断を実施している」小規模建設事業場の割合，「腰痛予防の教育を実施している」事業場の割合および「職場における腰痛予防指針を知っている」事業場の割合は，規模別の割合にいずれの項目も有意差はなく，全体でそれぞれ1.2%，13.5%，6.6%であった。「腰痛予防体操を実施している」事業場の割合は，規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.01$ ），全体で10.8%であり，最低が1～9人の事業場の6.9%，最高が30人以上の事業場の21.2%であった。

表3に岐阜県の建設事業場における熱中症予防対策の実施状況を示した。「屋外作業場所において直射日光を遮ることのできる休憩場所を確保している」小規模建設事業場の割合，「作業現場に寒暖計をおいている」事業場の割合，および「労働者に対して熱中症の予防方法の教育を実施している」事業場の割合は，規模別の割合にいずれの項目も有意差はなく，全体でそれぞれ79.9%，41.2%，58.1%であった。

表4に岐阜県の小規模建設事業場における健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）の取り組み状況を示した。健康保持増進措置に取り組んだことのある小規模建設事業場の割合は，規模別の割合に有意差はなく，全体で5.9%であった。

表5に岐阜県の小規模建設事業場における平成12年の職場の快適化の取り組み状況を示した。職場の快適化に取り組んだ小規模建設事業場の割合は，規模が大きいほど高率であり（ $P < 0.05$ ），全体で40.1%であり，最低が1～9人の事業場の32.2%，最高が30人以上の事業場の63.6%であった。

表6に地域産業保健センターを知っている岐阜県の小規模建設事業場を示した。地域産業保健センターを知っ

表2 岐阜県の小規模建設事業場における腰痛予防対策の実施状況

	事業場の規模				
	1～9人 (N = 87)	10～19人 (N = 342)	20～29人 (N = 132)	30人～ (N = 33)	全体 (N = 594)
定期（6カ月毎）に腰痛健康診断を実施している	1 (1.1)	4 (1.2)	2 (1.5)	0 (0.0)	7 (1.2)
腰痛予防のための教育を実施している	12 (13.8)	42 (12.3)	19 (14.4)	7 (21.2)	80 (13.5)
腰痛予防体操を実施している**	6 (6.9)	28 (8.2)	23 (17.4)	7 (21.2)	64 (10.8)
「職場における腰痛予防対策指針」を知っている	7 (8.0)	19 (5.6)	10 (7.6)	3 (9.1)	39 (6.6)

事業場数 (%)

事業場の規模の差：** $P < 0.01$

表3 岐阜県の小規模建設事業場における熱中症予防対策の実施状況

	事業場の規模									
	1～9人		10～19人		20～29人		30人～		全体	
	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)	N	事業場数 (%)
屋外作業場所において直射日光を遮ることのできる休憩場所を確保している	85	70 (82.4)	337	273 (81.0)	131	101 (77.1)	30	22 (73.3)	583	466 (79.9)
作業現場に寒暖計をおいている	87	42 (48.3)	342	128 (37.4)	132	60 (45.5)	33	15 (45.5)	594	245 (41.2)
労働者に対して熱中症の予防方法の教育を実施している	87	50 (57.5)	342	191 (55.8)	132	81 (61.4)	33	23 (69.7)	594	345 (58.1)

表4 健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）に取り組んだことがある岐阜県の小規模建設事業場

事業場の規模	1～9人 (N = 87)	10～19人 (N = 342)	20～29人 (N = 132)	30人～ (N = 33)	全体 (N = 594)
事業場数 (%)	2 (2.3)	20 (5.8)	10 (7.6)	3 (9.1)	35 (5.9)

表5 平成12年に職場の快適化に取り組んだ岐阜県の小規模建設事業場*

事業場の規模	1～9人 (N = 87)	10～19人 (N = 342)	20～29人 (N = 132)	30人～ (N = 33)	全体 (N = 594)
事業場数 (%)	28 (32.2)	131 (38.3)	58 (43.9)	21 (63.6)	238 (40.1)

事業場の規模の差：*P < 0.05

表6 地域産業保健センターを知っている岐阜県の小規模建設事業場**

事業場の規模	1～9人 (N = 87)	10～19人 (N = 342)	20～29人 (N = 132)	30人～ (N = 33)	全体 (N = 594)
事業場数 (%)	33 (37.9)	165 (48.2)	90 (68.2)	22 (66.7)	310 (52.2)

事業場の規模の差：**P < 0.01

ている小規模建設事業場の割合は、概して事業場規模が大きいほど高率であり（P < 0.01）、全体で52.2%であり、最低が1～9人の事業場の37.9%、最高が20～29人以上の事業場の68.2%であった。

IV. 考 察

著者らは、平成8年から寒冷暑熱の影響を受ける屋外労働の生体負担に関する研究を埋蔵文化財（遺跡）発掘労働者を対象に行ってきた⁴⁾。その一環として平成9年には埋蔵文化財発掘調査機関における労働安全衛生管理の実態について調査し、その結果を報告した⁵⁾。平成10年度からは、屋外労働のなかで就労する労働者数が多く、労働災害の被災率が極めて高い建設事業場における労働安全衛生管理活動の実態に関するアンケート調査を開始した。平成10年度には事業場規模30人以上として把握されている建設事業場を対象としてアンケート調査を行った³⁾。今回（平成13年度）は、調査する事業場の規模を平成10年度より下げて、規模10～30人の建設事業場を対象にアンケート調査を実施した。

回答のあった岐阜県の594の小規模建設事業場の規模別内訳をみると、10～19人の事業場が57.6%で最も多く、次が20～29人の事業場の22.2%であり、この2つで約80%を占めていた。調査対象を事業場規模10～30人の建設事業場としたが、実際には1～9人の事業場が14.6%、30人以上の事業場が5.6%もあった。

岐阜県の建設事業場における労働安全衛生管理体制の現状を調査した結果、「定期の健康診断を実施している」（97.8%）のみが高率であった。労働省が平成9年11月に全国単位で実施した労働者健康状況調査⁶⁾によれば規

模10人以上の事業所における定期の健康診断の実施率は、全体で84.8%、建設業では92.3%であり、今回の結果はこれより若干高率であった。また、著者らが、平成10年に調査した規模30人以上と把握されている建設事業場における定期健康診断の実施率（98.5%）に匹敵していた³⁾。したがって建設事業場では、規模にかかわらずほとんどすべての事業場で定期健康診断が実施されていると考えられる。「緊急連絡網を関係者に周知している」小規模建設事業の割合は87.9%であり、平成10年に調査した規模30人以上と把握されている建設事業場の93.0%より若干低かった³⁾。一方、実施率が全体で50%以下であった項目は、「関係者に対して救急蘇生の教育を実施している」（31.6%）および「安全衛生に関する規定がある」（36.2%）の2項目であった。したがって岐阜県の小規模建設事業場においては、法律上の問題は別にして特にこれら事業場の規模によって実施率に有意差がみられた項目のなかで、この2項目の実施率の向上が早急に求められる。

本調査では、実際に規模が29人以下であった小規模建設事業場数は561であった。これに基づいて計算しておしてみると、規模29人以下の建設事業場のうち「安全衛生管理の基本方針を決定している」、「安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している」、「安全衛生委員会等を設置している」事業場の割合は、それぞれ73.6%、59.1%、38.3%であった。平成13年1月に労働福祉事業団が富士総合研究所に委託して全国の大手建設会社49社、中小建設会社511社を通じて、その店社事業所、作業所、協力会社を対象に実施した調査結果（回収率37.6%）⁷⁾では、29人以下の店社等で「安全衛生管理方

針を作成している」、「安全衛生管理計画を作成している」、「衛生委員会を設置している」店社の割合は、それぞれ88.2%、90.2%、77.1%であった。今回の結果は、調査内容が完全に一致しているわけではないが、いずれの類似調査項目もこれより低率になっている。これらの結果の差異の原因として、本調査が、1) 対象を小規模建設事業場のみにしぼって行ったこと、2) すべての対象事業場に直接、調査票を郵送して調査を行ったこと、3) 回収率が65.8%で高いこと、4) 岐阜県の小規模建設事業場の労働安全衛生管理体制の水準が、実際に全国レベルより低いことなどが考えられる。いずれにせよ岐阜県の小規模建設事業場では、安全衛生委員会等の設置をはじめとして労働安全衛生管理体制が充実するようより一層努力する必要がある。

平成12年度労働安全衛生基本調査結果⁸⁾によれば平成12年10月31日現在の全国の事業場規模10～49人の建設事業場における安全衛生推進者等の選任率は86.7%であった。本調査で実際に規模10人以上であった小規模建設事業場における安全衛生推進者の選任率は80.1%であった。この結果には、本調査では規模30人以上の建設事業場の割合が5.6%と少なかったことが関係していると考えられる。

今回調査した岐阜県の小規模建設事業場のうち約5割の事業場が有機溶剤作業、酸素欠乏危険作業、振動作業、粉じん作業をそれぞれ有していた。建設業は、有機溶剤による労働災害の発生職場として特に注目され、平成9年3月25日付けで「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」が示された²⁾。また、平成10年3月31日付けの第5次粉じん障害防止総合対策では、トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策が取り上げられ²⁾、平成12年12月26日付けで「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」も示された²⁾。さらに振動障害は、従来からの林業のみならず建設業でも数多く発生している²⁾。こういう現状にもかかわらず、「有機溶剤作業主任者を選任している」、「酸素欠乏危険作業主任者を選任している」、「振動障害予防のための特殊健診を実施している」、「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」および「じん肺予防のための特殊健診を実施している」小規模建設事業場の割合は、いずれも20%以下であった。なかでも「振動障害予防のための特殊健診を実施している」および「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」事業場の割合は低く、それぞれ5.4%、4.7%にすぎなかった。この結果は、いずれの項目についても平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場（それぞれ23.5%、45.3%、13.4%、13.3%、45.3%）より低い実施率であった³⁾。岐阜県の小規模建設事業場における作業主任者の選任や特殊健診実施率の向上が早急に求められる。

平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場では、今回調査した労働安全衛生管理体制に関する14項目のうち6項目、すなわち「安全衛生管理の基本方針を決定している」、「安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している」、「安全衛生に関する規定がある」、「安全衛生委員会等を設置している」、「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」および「じん肺予防のための特殊健診を実施している」建設事業場の割合は、規模が大きいほど高率であった³⁾。本調査の小規模建設事業場では、調査した14項目のうち7項目が規模別にみて有意差があった。これらの7項目のうち4項目、すなわち「安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している」、「安全衛生推進者を選任している」、「安全衛生に関する規定がある」および「安全衛生委員会等を設置している」事業場の割合は、規模が大きいほど高率であった。しかし、その他の3項目、すなわち「定期健康診断の事後指導を実施している」、「有機溶剤作業中毒予防のための特殊健診を実施している」および「じん肺予防のための特殊健診を実施している」小規模建設事業場の割合は、規模が大きいほど実施率が高率であるという関係はみられなかった。

平成12年においても業務上疾病のうち腰痛は約6割を占め、その多発業種のひとつとして建設業があげられている²⁾。そこで岐阜県の小規模建設事業場における腰痛予防対策の実施状況を調査したところ、「定期（6カ月毎）の腰痛健康診断を実施している」事業場の割合は全体で1.2%と極めて低率であった。この結果は、平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場の1.5%と差はなかった。「腰痛予防の教育を実施している」事業場の割合および「腰痛予防体操を実施している」事業場の割合はそれぞれ13.5%、10.8%にすぎず、平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場のそれぞれ27.1%、19.1%より低かった³⁾。「腰痛予防体操を実施している」事業場の割合は、規模が大きいほど高率であった。また、平成6年には「職場における腰痛予防指針」が策定されている²⁾。しかし、「職場における腰痛予防指針を知っている」小規模建設事業場の割合は全体で6.6%にすぎず、平成10年に調査した規模30人以上と把握されている建設事業場の19.1%より低率であった³⁾。したがって岐阜県の小規模建設事業場における腰痛予防対策の一層の推進が期待される。

夏期においては、建設業などの屋外作業を中心に熱中症による死亡災害が発生している²⁾。実際、過去3年間に岐阜県の小規模建設事業場のうち2.2%で熱中症が発生していた。岐阜県の小規模建設事業場における熱中症予防対策の実施状況を調査したところ、「屋外作業場所において直射日光を遮ることのできる休憩場所を確保している」事業場の割合は、全体で79.9%とかなり高率であった。この結果は、平成10年の規模30人以上の建設

事業場の81.4%とほとんど差がなかった³⁾。しかし、「作業現場に寒暖計をおいている」小規模建設事業場の割合は41.2%にすぎなかった。この結果は、平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場の52.8%より低かった³⁾。また、「労働者に対して熱中症の予防方法の教育を実施している」小規模建設事業場の割合は58.1%であり、平成10年の規模30人以上の建設事業場の52.3%より高率であった。この結果に関係する要因のひとつとして、平成12年、13年の夏期が2年間続けて猛暑であったことが考えられる。熱中症予防対策の実施状況に関して、小規模建設事業場でも、平成10年の規模30人以上の建設事業場の調査結果と同様に、いずれの項目についても規模が大きいほど実施率が高率であるという関係はみられなかった。この結果を反映してか、岐阜県の小規模建設事業場における過去3年間の熱中症の発生割合は、事業場規模が大きいほど高率であった。

労働省では昭和63年9月1日付けで「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」を策定するとともに、健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）を推進している²⁾。前述の労働者健康状況調査⁶⁾によれば全国の事業所における健康づくりの取り組み率は、全体で46.4%、建設業では46.9%であった。岐阜県の小規模建設事業場における健康保持増進措置（THP）の実施率は、全体で5.9%と極めて低く、事業場規模による差もなかった。この結果は、平成10年に調査した規模30人以上の建設事業場より低かった³⁾。しかし、本調査の回答者がTHPを正しく理解して回答していない可能性もあるため、実際はもっと実施率が低いと推測される。

平成4年5月に労働安全衛生法が改正され、快適職場づくりが事業者の努力義務とされた。平成7年9月には快適職場形成促進事業の対象として、建設工事現場が追加され、建設業における職場の快適化が推進されている²⁾。岐阜県の小規模建設事業場のうち、平成12年に、内容の如何を問わず職場の快適化に取り組んだ事業場の割合は、全体で40.1%にすぎず、また、事業場規模が大きいほど高率の傾向があった。この結果は、前述の労働福祉事業団が実施した29人以下の建設事業場における快適職場づくりの取り組み割合の44.1%より低率であった⁷⁾。したがって岐阜県の小規模建設事業場では事業主の職場の快適化に対する努力がなお一層必要であると考えられる。

小規模事業場に対する産業保健サービスを担うことになっている地域産業保健センターを知っている岐阜県の小規模建設事業場の割合を調査したところ、概して事業場規模が大きいほど認知度は高率であったが、規模29人以下の建設事業場における認知度は51.3%、規模30人以上の事業場における認知度は66.7%にすぎなかつ

た。前述の平成13年1月の労働福祉事業団による全国調査結果⁷⁾では、規模29人以下の建設事業場における地域産業保健センターの認知率は79.7%、規模30～49人の建設事業場における同認知度は85.7%に達し、いずれも本調査結果より高率であった。この結果の差異の原因として、労働安全衛生管理体制のところで考察した1)～3)に加えて⁴⁾、岐阜県の小規模建設事業場における地域産業保健センターの認知度が、実際に全国レベルより低いなどが考えられる。いずれにしても岐阜県においては、今後、小規模建設事業場における地域産業保健センターの認知度を高めるための方策を検討する必要がある。

以上のことから岐阜県の小規模建設事業場における労働安全衛生管理活動は、全体的にみて概して全国レベルより不活発であり、また事業場規模別には規模が小さいほど不活発であると考えられる。この背景として岐阜県には、労働安全衛生活動推進の牽引車となる大規模建設事業場が少ないことがあげられる。

謝辞：データの整理を手伝ってくれた奥村まゆみ氏に深謝する。本研究は、労働福祉事業団岐阜産業保健推進センター平成13年度産業保健調査研究の一環として行った。

文 献

- 1) 労働省：労働災害防止計画「21世紀を担う人々が安全で健康に働ける職場の実現を目指して。1998, pp 1—52.
 - 2) 労働省労働基準局編：労働衛生のしおり。東京，中央労働災害防止協会。2001, pp 1—332.
 - 3) 井奈波良一，井上真人，岩田弘敏：建設業における労働衛生管理活動の実態。日職災医誌 48(2)：133—139, 2000.
 - 4) 岐阜産業保健推進センター：岐阜県における屋外労働者の健康労働に関する研究—遺跡発掘者を対象として—。平成8年度産業保健調査研究報告書 1997, pp 1—75.
 - 5) 井奈波良一，井上真人，鷲野嘉映，他：埋蔵文化財発掘調査機関における労働安全衛生管理の実態。日災医誌 46(12)：747—753, 1998.
 - 6) 労働大臣官房政策調査部：平成9年労働者健康状況調査報告。1998, pp 1—199.
 - 7) 労働福祉事業団：建設業における産業保健活動の活性化に関する調査研究。平成12年度調査研究報告書。2001, pp 1—145.
 - 8) 厚生労働省大臣官房統計情報部：平成12年度労働安全衛生基本調査結果速報。2001, pp 1—21.
- (原稿受付 平成14.11.25)

別刷請求先 〒500-8705 岐阜市司町40番地
岐阜大学医学部産業衛生学分野
井奈波良一

Reprint request:

Ryoichi Inaba
Department of Occupational Health, Gifu University School of Medicine, 40 Tsukasa-machi, Gifu 500-8705, Japan

ACTUAL CONDITIONS OF OCCUPATIONAL HEALTH PROGRAM ACTIVITIES
AMONG SMALL SCALE CONSTRUCTION ENTERPRISES

Ryoichi INABA¹⁾²⁾, Masato INOUE¹⁾, Junichi KUROKAWA³⁾ and Hirotoishi IWATA²⁾

¹⁾Department of Occupational Health, Gifu University School of Medicine, ²⁾Gifu Occupational Health Promotion Center,

³⁾Department of Sport Medicine and Sport Science, Gifu University School of Medicine

This study was designed to evaluate the actual conditions of occupational health program activities among the construction enterprises whose numbers of workers were between 10 and 30. A questionnaire survey on occupational health program activities such as system of the occupational health management, execution of the specific health examinations, preventive measures against heat disorders and total health promotion plan (THP) encouraged by Japan Ministry of Labour was performed in 594 construction enterprises in Gifu Prefecture.

The results obtained were as follows.

1. Percentage of small scale construction enterprises which appointed a safety and occupational health promoter was 77.3%.
 2. Percentage of the enterprises which carried out one item among 4 items related to the preventive measures against low back pain was under 13.5%.
 3. Percentages of the enterprises which carried out specific health examinations related to vibration syndrome and organic solvent poisoning were 5.4% and 4.7%, respectively.
 4. Percentage of the enterprises which carried out one item among 3 items related to the preventive measures against heat disorders was under 79.9%.
 5. Percentage of the enterprises which carried out the THP was 5.9%.
 6. Percentage of the enterprises which carried out activities for making comfortable working condition was 40.1%.
-